

## 平成 20 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）の概要

## I 公共用水域

## 1 水質測定計画作成の趣旨

公共用水域水質測定計画は、水質汚濁防止法第 16 条の規定に基づき、知事が毎年、愛知県の区域に属する公共用水域の水質の測定について、測定すべき事項、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものである。

## 2 平成 20 年度水質測定計画作成に関する考え方

公共用水域水質のモニタリングについては、新規の環境基準項目等の追加による調査項目の増加や、あるいは国庫補助金の廃止等による自治体の財政上の問題はあるが、現状の水準を基礎とし、効率的、効果的なモニタリングを実施することにより適正な監視水準を維持する必要がある。そのため環境省は、平成 17 年 4 月に「公共用水域水質モニタリングのあり方に関する検討会」を設置し、同年 6 月に「今後の公共用水質モニタリングのあり方について（中間報告）」をまとめ、併せて引き続き適正な監視水準が確保されるよう都道府県知事及び水質汚濁防止法政令市市長あて通知した。

愛知県では、環境省からの通知等を踏まえ、適正な監視水準を確保し、また環境基準の達成・維持を図るため別紙 1 の「公共用水域水質監視の考え方」に基づき、測定計画を作成した。

## 3 主な内容

## (1) 調査地点数

公共用水域水質測定を表 1 の調査地点数のとおり実施する。

表 1 公共用水域水質測定計画調査地点数

調査区分 水域区分		水 質 調 査			底質調査	流量観測
		通年調査	一般調査	計		
河 川	木曾川水域	4 ( 4)	1 ( 1)	103 (103)	0 (0)	3 ( 3)
	庄内川等水域	18 (18)	5 ( 5)		3 (3)	11 (11)
	名古屋市内水域	7 ( 7)	1 ( 1)		2 (2)	1 ( 1)
	境川等水域	14 (14)	0 ( 0)		6 (6)	12 (12)
	矢作川水域	20 (20)	1 ( 1)		3 (3)	7 (14)
	豊川等水域	19 (19)	11 (11)		8 (8)	18 (13)
	天竜川水域	2 ( 2)	0 ( 0)		0 (0)	2 ( 0)
	計	84 (84)	19 (19)		22 (22)	54 (54)
湖 沼	入鹿池	0 ( 0)	1 ( 1)	2 ( 2)	0 (0)	
	油ヶ淵	1 ( 1)	0 ( 0)		1 (1)	
	計	1 ( 1)	1 ( 1)		1 (1)	
海 域	伊勢湾	13 (13)	4 ( 4)	39 (39)	7 (7)	
	衣浦湾	8 ( 8)	0 ( 0)		2 (2)	
	渥美湾	14 (14)	0 ( 0)		4 (4)	
	計	35 (35)	4 ( 4)		13 (13)	
	計	120 (120)	24 (24)	144 (144)	36 (36)	54 (54)

- 備考 1 通年調査：環境基準点及び補助地点で毎月 1 日 1 回から 3 回程度採水を行う調査。  
 2 一般調査：通年調査以外の調査で、毎月 1 日 1 回から 3 回程度採水を行う調査。  
 3 ( ) 内の数字は 19 年度調査地点数を示す。  
 4 流量観測 54 地点のうち 7 地点は、環境基準の類型指定見直し等のため、19 年度は矢作川水域で、20 年度は豊川等水域及び天竜川水域で調査を実施。

## (2) ローリング調査

効率的、効果的なモニタリングを実施するため下記のとおりローリング調査（測定項目又は調査地点を複数年で一巡する調査）を導入する。

### ア 河川における健康項目

河川の環境基準地点ではない調査地点（補助地点）において、ローリング調査をする健康項目の調査地点を、表2のとおりとする。

なお、過去の検出状況から、毎年度調査すべきと判断される地点・項目については、毎年度調査する。

### イ 河川・湖沼における要監視項目

要監視項目については平成6年度から県内主要河川及び湖沼で調査を実施していたが、これまでの検出状況から平成18年度以降は、ローリング調査をする要監視項目の調査地点を表3のとおりとしている。

### ウ 海域における健康項目及び特殊項目

海域において、ローリング調査をする健康項目及び特殊項目の調査地点を表4のとおりとする。

### エ 海域における全亜鉛

海域において、ローリング調査をする生活環境項目の全亜鉛を表5のとおりとする。

表2 河川における健康項目のローリング調査地点

地点番号	水域名（調査地点）	20年度 測定項目	19年度 測定項目	18年度 測定項目	健康項目のグループ
7	郷瀬川（公園橋）	A グループ	B グループ	A グループ	<b>Aグループ（11物質）</b> 1. ジクロロメタン 2. 四塩化炭素 3. 1,2-ジクロロエタン 4. 1,1-ジクロロエチレン 5. シス-1,2-ジクロロエチレン 6. 1,1,1-トリクロロエタン 7. 1,1,2-トリクロロエタン 8. トリクロロエチレン 9. テトラクロロエチレン 10. ベンゼン 11. 1,3-ジクロロプロペン
8	日光川（板倉橋）				
10	日光川（日光橋）				
25	水野川（荇坪橋）				
27	矢田川上流（宮下橋）				
30	瀬戸川（共栄橋）				
65	広田川（吉良頭首工）				
67	豊川中流（牛淵橋）				
73	宇連川（鳳来湖）				
75	宇連川（大野頭首工）				
76	宇利川（大谷橋）				
12	新川下流（比良新橋）	B グループ	A グループ	B グループ	<b>Bグループ（9物質）</b> 1. カドミウム 2. 全シアン 3. 鉛 4. 六価クロム 5. 砒素 6. チウラム 7. シマジン 8. チオベンカルブ 9. セレン
13	新川下流（新川橋）				
17	五条川下流（稻春橋）				
18	合瀬川（十三塚橋）				
82	白川（念仏橋）				
83	白川（新白川橋）				
84	西古瀬川（西古瀬橋）				
85	佐奈川（荒古橋）				

表3 河川・湖沼における要監視項目のローリング調査地点

地点番号	調査地点	20年度	19年度	18年度	測定項目
11	日光川（日光大橋）	○	—	○	イソキサチオン ダイアジノン イソプロチオラン EPN イプロベンホス クロルニトロフェン フタル酸ジエチルヘキシル ニッケル アンチモン
40	境川（境大橋）	○	—	○	
45	猿渡川（三ツ又橋）	○	—	○	
64	矢作古川（古川頭首工）	○	—	○	
74	宇連川（鳳来橋）	○	—	○	
95	汐川（船倉橋）	○	—	○	
97	油ヶ淵	○	—	○	
14	新川（萱津橋）	—	○	—	
43	逢妻川（境大橋）	—	○	—	
46	稗田川（稗田橋）	—	○	—	
52	阿久比川（半田大橋）	—	○	—	
63	鹿乗川（米津小橋）	—	○	—	
66	豊川（長篠橋）	—	○	—	
81	音羽川（剣橋）	—	○	—	

表4 海域における健康項目、特殊項目のローリング調査地点

水域名	20年度調査地点	19年度調査地点	18年度調査地点	備考
伊勢湾	N-9	N-8	N-7	3地点（N-7、8、9）のローリング
衣浦湾	K-6	K-5	K-4	3地点（K-4、5、6）のローリング
蒲郡地先海域	A-1	A-2	A-1	2地点（A-1、2）のローリング
渥美湾（乙）	A-9	A-8	A-7	3地点（A-7、8、9）のローリング

表5 海域における全亜鉛のローリング調査地点

水域名	20年度調査地点	19年度調査地点	18年度調査地点	備考
伊勢湾	N-9	N-8	N-7	3地点（N-7、8、9）のローリング
衣浦港南部	K-3	K-2	K-3	2地点（K-2、3）のローリング
衣浦湾	K-6	K-5	K-4	3地点（K-4、5、6）のローリング
蒲郡地先海域	A-1	A-2	A-1	2地点（A-1、2）のローリング
渥美湾（甲）	A-5	A-6	A-5	2地点（A-5、6）のローリング
渥美湾（乙）	A-9	A-8	A-7	3地点（A-7、8、9）のローリング

（注）全亜鉛は、平成15年11月5日に水生生物の保全に係る水質環境基準として環境省告示されたことにより、平成16年度から類型指定に向けた実態把握のために調査を行っている。

### (3) 平成19年度水質測定計画との変更点

#### ア 通年調査・一般調査

##### (ア) 生活環境項目

公共用水域水質監視の考え方に沿って、豊田市内の環境基準点及び補助地点において表6のとおりn-ヘキサン抽出物質を追加する。

表6 生活環境項目の追加点

地点番号	地点名	項目	平成20年度	平成19年度
41	逢妻川上流（御乗替橋）	n-ヘキサン抽出物質	4回/年	未実施
42	逢妻川上流（宮前橋）			
54	矢作川上流（富国橋）			
200	介木川（小渡新橋）			
201	介木川（万町浄水場取入口）			
206	木瀬川及び犬伏川下流（堀越橋）			
207	木瀬川及び犬伏川下流（犬伏橋）			

##### (イ) 健康項目、特殊項目、その他の項目

変更なし。

(ウ) 要監視項目

新たに要監視項目として追加された8項目のうち、検出状況等から勘案して、ホルムアルデヒド、クロロホルム、エピクロロヒドリン、1, 4-ジオキサン、全マンガン、ウランを新たに測定計画に位置づける。

表7のとおり項目を追加する。

表7 平成20年度要監視項目調査地点

地点番号	水域名	調査地点 統一地点番号 (測定地点コード)	水質調査項目																										
			ホルムアルデヒド	クロロホルム	トリス-1,2-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロプロパン	P-ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオン	オキシシン銅	クロロタロニル	プロピザミド	E P N	ジクロロボス	フェノプロカルブ	イプロペンホス	クロルニトロフェン	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	エピクロロヒドリン	1,4-ジオキサン	全マンガン	ウラン
1	木曾川中流	犬山橋	1															2											
4	木曾川下流	濃尾大橋(起)	1															2											
9	日光川	北今橋	1	1																									
11		日光大橋	1				1	1		1				1				1	1			1	1		1				4
14	新川下流	萱津橋	1	1																									2
16	五条川下流	待合橋	1	1																									1
22	庄内川中流(2)	水分橋	1																										4
23	庄内川下流	枇杷島橋	1																										4
28	矢田川上流	大森橋	1																				2	2	2				1
29	矢田川下流	天神橋	1																										1
31	荒子川	荒子川ポンプ所	1																				2	2	2				2
32	中川運河	東海橋																					2	2	2				1
34	堀川	港新橋	1																				2	2	2				1
36	山崎川	道徳橋	1																				2	2	2				1
38	天白川	千鳥橋	1																				2	2	2				2
39	境川上流	新境橋																											1
40	境川下流	境大橋							1	1				1				1	1			1	1		1			2	
43	逢妻川上流	境大橋		4																									1
44	逢妻川下流	市原橋																											1
45	猿渡川	三ツ又橋							1	1				1				1	1			1	1		1			1	
46	稗田川	稗田橋																											2
47	高浜川	高浜橋																											1
48	新川	水門橋																											1
49	長田川	潭水橋																											1
50	半場川	坂下橋																											1
51	朝鮮川	坂下小橋																											1
52	阿久比川	半田大橋																											1
55	矢作川上流	明治用水頭首工		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1
56	矢作川下流	岩津天神橋																					2						1
58		米津大橋																											
60	巴川	細川頭首工							1	1				1				1	1			1	1		1			1	
61	乙川上流	岡崎市上水道取入口							1	1				1				1	1			1	1		1			1	
62	乙川下流	占部用水取入口(六名)							1	1				1				1	1			1	1		1			1	
63	鹿乗川	米津小橋	1																										1
206	木瀬川及び犬伏川下流	堀越橋		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
72	豊川下流	吉田大橋																											1
80	豊川放水路	小坂井大橋																											2
81	音羽川	剣橋																											2
86	佐奈川	柳橋	1																										1
95	汐川	船倉橋							1	1				1				1	1			1	1		1			2	
97	湖沼	油ヶ淵																											2
109	伊勢湾	N																											1
117	衣浦湾	K																											1
126	渥美湾	A																											1

平成20年度測定計画に、新たに位置づける地点・項目

イ 流量観測

「生活環境の保全に関する環境基準」（BOD等5項目）の類型指定見直し及び水生生物の保全に係る「生活環境の保全に関する環境基準」（全亜鉛）の類型指定を行うため、平成19年度は矢作川水域の環境基準地点7地点で調査を実施し終了した。平成20年度は、豊川等水域及び天竜川水域の7地点で新たに調査を実施する。

表8のとおり実施する。

表8 平成20年度河川流量観測調査地点

水域区分	水域名	環境基準類型	地点番号	調査地点 統一地点番号 (測定地点コード)	調査機関		
					流量観測	水質調査	
木曾川水域	木曾川中流	A	1○	犬山橋	国	国	
			3	木曾川橋(笠松)	国	国	
	木曾川下流	A	4○	濃尾大橋(起)	国	国	
			5	東海大橋(成戸)		国	
			-	郷瀬川		愛	
	庄内川等	日光川	E	8	板倉橋	-	-
				9○	北今橋	-	-
				10	日光橋		愛
				11○	日光大橋	愛	愛
		新川下流	E	12	比良新橋		愛
13				新川橋		愛	
14○				萱津橋	愛	愛	
15				日の出橋		名	
五条川下流		E	16○	待合橋	愛	愛	
			17	稲春橋		愛	
合瀬川		-	18	十三塚橋		愛	
大山川	-	19	小向橋		愛		
庄内川等	庄内川中流(1)	B	20○	城嶺橋		国	
			21○	大留橋	国	国	
	庄内川中流(2)	D	22○	水分橋	国	国	
			23○	枇杷島橋	国	国	
	庄内川下流	D	24	庄内新川橋		国	
			水野川	-	25	荏坪橋	
	八田川	-	26	御幸	春	春	
	矢田川上流	D	27	宮下橋		愛	
			28○	大森橋	名	名	
	矢田川下流	D	29○	天神橋	国	国	
瀬戸川	-	30	共栄橋		愛		
名古屋市内水域	荒子川	E	31○	荒子川ポンプ所		名	
	中川運河	E	32○	東海橋		名	
	堀川	D	33	小塩橋		名	
			34○	港新橋		名	
	新堀川	-	35	日の出橋		名	
	山崎川	D	36○	道徳橋		名	
	天白川	C	37	天白橋	名	名	
			38○	千鳥橋		名	
境川	境川上流	B	39○	新境橋	愛	愛	
	境川下流	C	40○	境大橋	愛	愛	
	逢妻川上流	D	41	御乗替橋	豊田	豊田	
			42	宮前橋	豊田	豊田	
	逢妻川下流	D	43○	境大橋	愛	愛	
			44○	市原橋	愛	愛	
	猿渡川	D	45○	三ツ又橋	愛	愛	
	稗田川	C	46○	稗田橋	愛	愛	
	高浜川	C	47○	高浜橋		愛	
	新川	C	48○	水門橋		愛	
長田川	C	49○	潭水橋	愛	愛		
半場川	C	50○	坂下橋	愛	愛		
矢作川	朝鮮川	C	51○	坂下小橋	愛	愛	
	阿久比川	C	52○	半田大橋	愛	愛	
	矢作川上流(1)	AA	53○	矢作ダム	国	国	
	矢作川上流	A	54	富国橋		豊田	
			55○	明治用水頭首工	国	国	
	矢作川下流	B	56○	岩津天神橋	国	国	
			57	木戸	国	国	
			58○	米津大橋	国	国	
			59	中畑橋(伏見屋)		国	
	巴川	A	60○	細川頭首工	岡	岡	
乙川上流	A	61○	岡崎市上水道取入口	岡	岡		
乙川下流	B	62○	占部用水取入口(六名)	岡	岡		
鹿乗川	C	63○	米津小橋	愛	愛		
矢作古川	C	64○	古川頭首工	愛	愛		
広田川	-	65	吉良頭首工		愛		
介木川	A	200○	小渡新橋	豊田	豊田		
		201	万町浄水場取入口		豊田		
男川	A	202○	学校橋	岡	岡		
		203	南部簡易水道浄水場取入口		岡		
雨山川及び乙女川下流	A	204○	ツノジ橋	岡	岡		
		205	万足上橋		岡		
木瀬川及び犬伏川下流	A	206○	堀越橋	豊田	豊田		
		207	犬伏橋		豊田		
豊川等	豊川上流	AA	66○	長篠橋	愛	愛	
	豊川中流	A	67	牛淵橋	愛	愛	
			68	石田	国	国	
			69○	江島橋		国	
			70	当古橋	国	国	
	豊川下流	B	72○	吉田大橋		国	
	宇連川	AA	73	鳳来湖		愛	
			74○	鳳来橋	愛	愛	
			75	大野頭首工		愛	
	宇利川	-	76	大谷橋	愛	愛	
間川	-	77	六盃橋	豊	豊		
神田川	-	78	神田川橋	豊	豊		
朝倉川	-	79	境橋	豊	豊		
豊川放水路	C	80○	小坂井大橋		国		
音羽川	C	81○	剣橋	愛	愛		
白川	-	82	念仏橋	愛	愛		
		83	新白川橋		愛		
西古瀬川	-	84	西古瀬橋	愛	愛		
佐奈川	D	85	荒古橋	愛	愛		
		86○	柳橋	愛	愛		
		88	柳生橋	豊	豊		
梅田川	C	87	柳生橋	豊	豊		
		89	市場橋		豊		
柳生川	-	90	飛越橋	豊	豊		
		91	沢渡橋		豊		
		92○	御厩橋	豊	豊		
浜田川	-	93	植田橋		豊		
		94	佐久良橋		豊		
汐川	E	95○	船倉橋	愛	愛		
天竜川水域	大千瀬川	AA	208○	常盤橋	愛	愛	
			209	御殿橋	愛	愛	

(注) 1 地点番号の○印は、環境基準地点を示す。

2 調査機関欄中の「愛」は愛知県を、「国」は国土交通省を、「名」は名古屋市を、「豊」は豊橋市を、「岡」は岡崎市を、「一」は一宮市を、「春」は春日井市を、「豊田」は豊田市を示す。

19年度で終了する地点  
20年度新規調査地点

## II 地下水

### 1 水質測定計画作成の趣旨

地下水質測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、愛知県の区域にある地下水の水質の測定について、測定すべき事項、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものである。

### 2 20年度水質測定計画作成に関する考え方

20年度水質測定計画は、愛知県内の地下水に係る環境基準の達成・維持を図るための基本となるものであり、その経年変化を把握するため継続して調査することが重要であることから、別紙2の「地下水質監視の考え方」に従い、作成した。

### 3 主な内容

#### (1) 調査区分

##### ア 概況調査

県内の全体的な地下水質の概況を把握するため、メッシュ調査と定点調査を実施する。

##### (ア) メッシュ調査

この調査は、調査地点が偏在しないように年次計画を立てて計画的に調査メッシュを選定するとともに、新たな汚染の発見に努めるよう、各メッシュ内の新たな井戸を選定し、実施する。

具体的には、県内全域を約5km及び10kmメッシュに区分して、主要なメッシュ(充分井戸があると思われるメッシュ)については2年間で一巡し、その他のメッシュ(大部分を海等が占めているメッシュ、及びほとんど井戸がないと思われるメッシュ)については概ね4年間で一巡するように計画的に調査対象となるメッシュを選定し、そのメッシュ内に存在する、原則として過去に調査を行っていない井戸を調査する。

各メッシュ内の調査地点の選定に当たっては、地下水の利用状況、工場・事業場の立地状況、過去の調査実績等を考慮して選定する。

##### 【測定項目及び測定回数】

環境基準項目(26項目)について、年1回以上実施する。

##### (イ) 定点調査

この調査は、長期的な観点から地下水質の経年的変化を把握するために、県内の代表的な地点において継続的に実施する。

##### 【測定項目及び測定回数】

環境基準項目(26項目)について、年1回実施する。

##### イ 汚染井戸周辺地区調査

この調査は、概況調査及び事業者からの報告等により新たに判明した汚染について、汚染範囲等を確認するために、汚染判明地点の周辺において実施する。

##### 【測定項目及び測定回数】

環境基準超過項目及びその分解生成物等の関連項目について、汚染判明後速やかに実施する。

##### ウ 定期モニタリング調査

この調査は、これまでに判明した汚染の継続的な監視をするために、汚染地点において定期的に実施する。

調査地点は、19年度の地下水質測定計画で示した地点に、平成19年度に新たに判明した汚染地点を加えて実施する。また、平成20年度の調査より事業者からの報告等により判明した汚染地点を加えて実施する。ただし、これまでの調査結果で汚染の改善が確認された地点については、調査を終了する。

**【測定項目及び測定回数】**

環境基準超過項目及びその分解生成物等の関連項目について、年1回以上実施する。

**(2) 20年度測定計画調査地点数**

**ア 調査地点数**

平成20年度における測定計画の調査地点数は表-9のとおりとする。

表-9 20年度測定計画調査地点数

調査機関	地点数	調査区分			
		概況調査		定期モニタリング調査	
		メッシュ調査	定点調査	概況調査に基づくモニタリング	事業者報告等に基づくモニタリング
愛知県	152(92)	48(48)	4(4)	39(40)	61
国土交通省	5(5)	—	5(5)	—	—
名古屋市	58(46)	27(27)	4(4)	17(15)	10
豊橋市	12(10)	4(4)	4(4)	2(2)	2
岡崎市	44(18)	10(10)	1(1)	9(7)	24
一宮市	1(1)	1(1)	—	—	—
春日井市	6(3)	2(2)	—	1(1)	3
豊田市	37(24)	14(14)	1(1)	9(9)	13
合計	315(199)	106(106)	19(19)	77(74)	113

(注) ( ) は平成19年度測定計画の調査地点数

**イ 変更内容**

(ア) メッシュ調査

変更なし

(イ) 定点調査

変更なし

(ウ) 定期モニタリング調査

これまで計画外のモニタリング調査として実施してきた事業者からの報告等により判明した汚染についてのモニタリング113地点(213井戸)を測定計画に位置づけた。

尾張西部地域における砒素が自然由来により地下水に検出されやすい区域について、見直しにより区域が拡大することから区域内の代表モニタリング井戸を1井戸増やし計5井戸で実施する。



### (3) 要監視項目の測定

#### ア 調査地点数

要監視項目（27項目）については、国において知見の集積に努め、継続して水質調査の実施に努めるべき項目とされている。

この趣旨を踏まえ、要監視項目の県内全体の概況が把握できるよう、概況調査地点から選定して実施する。

表－10 20年度要監視項目調査地点数

調査機関	地点数
愛知県	30 (4)
豊橋市	8 (8)
豊田市	15 (15)
計	53 (27)

(注) ( ) 内は19年度測定計画の地点数。

#### イ 変更内容

平成15年度末に追加された5項目について、測定計画に位置づけることとし、県では、県内広域の実態調査として30地点で測定を行う。

## 公共用水域水質監視の考え方

## 1 水質調査

水質汚濁防止法第15条の規定により県内における公共用水域の水質の汚濁の状況を常時監視するため、健康項目、生活環境項目、要監視項目、特殊項目及びその他の項目について、平成20年度は河川103地点、湖沼2地点、海域39地点の計144地点において調査する。

## (1) 健康項目

	項 目	基 本 レ ベ ル	備 考
河川・湖沼	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム	環境基準地点で年4回以上測定 (主要な補助地点で年2回以上測定)	補助地点については、過去の検出状況等を勘案し、測定項目を1年おきに測定する。
	砒素	環境基準地点で年2回以上測定 (主要な補助地点で年2回以上測定)	
	総水銀	環境基準地点で年4回以上測定	
	アルキル水銀	環境基準地点で年1回以上測定	
	PCB	各水域の重要な地点で年1回以上測定	
	ジクロロメタン、四塩化炭素等の追加15項目※ (以下「追加15項目」という。)	環境基準地点で年4回以上測定 (主要な補助地点で年2回以上測定)	補助地点については、過去の検出状況等を勘案し、測定項目を1年おきに測定する。
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素	環境基準地点で年2回以上測定	
海域	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、総水銀、追加15項目	環境基準地点で年4回以上測定 (主要な補助地点で年2回以上測定)	過去検出していない一部の水域については、同一水域内の全環境基準地点を複数年で調査する。
	砒素	環境基準地点で年2回以上測定	

※ ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン  
(注) 過去10年間検出されていない項目は、発生源の立地状況等を勘案し、調査頻度を減らすことができる。

## (2) 生活環境項目

	項 目	基 本 レ ベ ル	備 考
河川・湖沼	pH、DO、BOD、COD、SS	全測定地点で年12回以上測定	
	大腸菌群数	河川のAA、A及びB類型の全測定地点で年6回以上測定	
	n-ヘキサン抽出物質	環境基準地点及び主要な補助地点で年2回以上測定	
	全窒素、全燐	環境基準地点で年6回以上測定 湖沼は全地点で年12回以上測定	
	全亜鉛	環境基準地点で年4回以上測定	
海域	pH、DO、COD、全窒素、全燐	全測定地点で年12回以上測定	
	n-ヘキサン抽出物質	各水域の環境基準地点で年2回以上測定	
	全亜鉛	環境基準地点で年4回以上測定	環境基準地点が複数ある水域については、同一水域内の全環境基準地点を複数年で調査する。

(3) 要監視項目

過去の調査で広範囲に検出された項目及び環境庁から積極的に調査するよう通知のあった EPN、クロロニトロフェン（平成5年3月8日付け環境庁水質保全局長通知）について、河川・湖沼の主要な環境基準地点で調査する。

(4) 特殊項目

	項 目	基 本 レ ベ ル	備 考
全水域	フェノール、銅、鉄（溶解性）、マンガン（溶解性）、クロム	発生源の立地状況等を勘案して測定地点を定め、排出のおそれのある項目毎に年2回以上測定	

(注) 過去10年間検出されていない項目は、発生源の立地状況等を勘案し、調査頻度を減らすことができる。

(5) その他の項目

	項 目	基 本 レ ベ ル	備 考
河川・湖沼	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、有機性窒素、オルトリン酸態磷	主要な河川の環境基準地点で年6回以上測定 湖沼は全地点で年6回以上測定	
	電気伝導率	全測定地点で年6回以上測定	
	塩化物イオン	環境基準地点及び主要な補助地点で年6回以上測定	
	陰イオン界面活性剤	主要な河川の環境基準地点で年6回以上測定 湖沼は全地点で年6回以上測定	
	クロロフィルa、フェオ色素	湖沼で年6回以上測定	
海域	トリハロメタン生成能	主要な水道水源河川で年4回以上測定	
	懸濁態窒素	全窒素に係る環境基準地点で年12回以上測定 (主要な補助地点で年6回以上測定)	
	塩分、クロロフィルa、フェオ色素	全測定地点で年12回以上測定	

2 底質調査

底質に含まれる物質による公共用水域への影響を把握するため、健康項目、一般項目及び特殊項目について、平成20年度は河川22地点、湖沼1地点、海域13地点の計36地点において調査する。

	項 目	基 本 レ ベ ル	備 考
全水域	〔健康項目〕 カドミウム、全シアン、鉛、砒素、総水銀、PCB	主要な環境基準地点で年1回以上及び 主要な補助地点で年1回以上測定	
	〔一般項目〕 気温、泥温、臭気、強熱減量、含水率、酸化還元電位、pH、COD	主要な環境基準地点で年1回以上及び 主要な補助地点で年1回以上測定	
	〔特殊項目〕 フェノール類、銅、亜鉛、クロム、全窒素、全磷	主要な環境基準地点で年1回以上及び 主要な補助地点で年1回以上測定	

## 地下水質監視の考え方

### 1 概況調査

県内の全体的な地下水質の概況を把握するために、地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成 9 年 3 月 13 日付け環境庁告示第 10 号。以下「環境基準」という。）項目について平成 20 年度はメッシュ調査を県内 106 地点で、定点調査を県内の代表的な 19 地点で実施する。

#### (1) メッシュ調査

項目	基本レベル	備考
環境基準項目 (26 項目)	県内を約 5 km 及び 10 km メッシュに区分して調査対象メッシュを選定し、各メッシュ内に設置されている井戸の中から新たな調査井戸を選定し、年 1 回以上測定	
要監視項目 (27 項目)	要監視項目の県内全体の概況が把握できるよう、順次選定し、年 1 回以上測定	

#### (2) 定点調査

項目	基本レベル	備考
環境基準項目 (26 項目)	長期的な観点から地下水質の経年的変化を把握するために県内の代表的な地点で、年 1 回継続的に測定	

### 2 汚染井戸周辺地区調査

概況調査及び事業者からの報告等により地下水の水質汚濁に係る環境基準を超える汚染が新たに判明した場合に、その汚染範囲等を確認するために周辺地下水について、環境基準超過項目及びその分解生成物等について調査する。

### 3 定期モニタリング調査

これまでの測定計画に基づく調査及び事業者からの報告等で判明した汚染の継続的な監視をするために、環境基準超過項目及びその分解生成物等について年 1 回以上調査する。